

美浜発電所3号機事故 再発防止対策の実施状況について

平成18年2月15日

関西電力株式会社

はじめに

当社は、平成16年8月9日、美浜発電所3号機において2次系配管の破損事故を発生させました。この事故により、5名もの方が尊いお命を亡くされ、6名の方が重傷を負われました。被災された方、ご遺族、ご家族の皆さまに、改めて深くお詫びを申し上げます。また、日頃から発電所の維持運営にご協力をいただいている協力会社の皆さまや、美浜町、地元の自治体、福井県、隣接の府県の皆さま、さらには、国をはじめ各方面の皆さまに大変なご迷惑をおかけするとともに、広く国民の皆さまにご不安を与え、ご心配をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は昨年3月25日に「美浜発電所3号機事故再発防止に係る行動計画」を発表し、「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」との社長宣言のもと、再発防止対策を確実に実施していくことを、社会の皆さまにお約束いたしました。私は昨年6月に社長に就任すると同時に、この宣言を受け継ぎ、全社の先頭に立って、新たに設置した原子力保全改革委員会を牽引車として、全社一丸となって再発防止対策の実施に取り組んでまいりました。また、実施状況を客観的に検証し、安全の確保をより確実なものとするため、社外委員を主体とした原子力保全改革検証委員会を設置し、四半期毎に実施状況をご確認いただくとともに、ご助言、ご指摘をいただき、継続的な改善につなげてまいりました。

私の経営の最重要課題である再発防止対策の実施にあたっては、「経営が明確にコミットすること」、「社内外のコミュニケーションを十分とること」、「再発防止対策が継続的に改善されること」の3つの視点を、常に念頭において取り組んでまいりました。

経営のコミットという点に関しましては、私は、安全最優先の浸透とその結果としての安全の実現が最大の経営課題であることを社内であらゆる機会に訴えてまいりました。また、資金、要員といった経営資源の面でも積極的に対策を講じてまいりました。

社内外とのコミュニケーションの点に関しましては、私をはじめ経営層が現場第一線で社員と膝詰めでの対話活動を行うとともに、協力会社、地元の皆さまの声をお聞きし、業務に反映してまいりました。

継続的改善という点では、個々の再発防止対策の評価、改善はもとより、再発防止対策全体が適切かどうかという観点から適宜改善をいたしております。例えば、平成17年度上期に原子力発電所のトラブルが多発し、また美浜発電所3号機主復水配管の取替工事において、配管刻印に関わる不適切な取り扱いがありましたことは大変遺憾に存じますが、これに対しても直ちに当初の対策の強化、充実を図っております。

こうした取り組みについて、本年2月6日に、良かった点、悪かった点、不十分だった点などを洗い出し、反省点を来年度の経営計画に反映するため、私がトップマネジメントとして実施状況をレビューいたしました。

その結果、再発防止対策は、実施体制については有効に機能していること、実施状況については、品質保証の観点からも、先ほど述べた3つの視点を踏まえ、方針が現場に展開

され、役割を明確にした上で、実施、評価、改善活動が行われていることを確認いたしました。

一方、今後の課題についても明らかになってまいりました。

例えば、私は社長就任時に「人を大切にする経営」ということを方針として掲げましたが、安全最優先を実現するためには、要員の増加だけでは不十分であり、一人ひとりの社員の成長を促すことが極めて重要でありますので、今後は人材育成方策を一層充実してまいります。

当社と協力会社の皆さまとの関係についても、協力会社の皆さまへのアンケート調査の結果を見ますと、まだまだ改善すべき点が多いように思います。今後とも、協力会社の皆さまと当社が真のイコールパートナーとなるよう、コミュニケーションを充実してまいります。

地元の皆さまから原子力事業本部が若狭に移転し、何が変わったのかよく見えないというご意見もいただいておりますので、地域に根ざした事業運営活動を今後、強化、充実してまいりたいと考えております。

また、再発防止対策の実施に力を入れるあまり、ルール過多となり現場第一線の業務が過負荷にならないか等についても十分留意する必要があると考えております。

もとより「配管刻印問題」や原子力発電所のトラブルの多発を踏まえて強化、充実した対策については、引き続き確実に実施してまいります。

以上のとおり、実施体制、実施状況について確認し、今後の課題も明らかになったことから、私としては再発防止対策は、PDCAを回しながら継続的改善が自律的に進む程度の段階に至ったと評価しております。

こうした私の評価を踏まえ、一旦ここで実施状況を取りまとめて、当社の取組みの状況を社会の皆さまにご説明する必要があると考え、本報告書を取りまとめた次第です。

今後とも、私がリーダーシップをとって引き続き再発防止対策の実施および評価を行い、継続的改善に努めるとともに、CSR (Corporate Social Responsibility, 安全のみならず、環境やコンプライアンス等を含めた企業の社会的責任) を軸に、全社を挙げて、真に安全が優先される組織風土、企業文化の構築に取組み、原子力の安全を支える確固たる土壌づくりを進めてまいります。

地元の皆さまをはじめ社会の皆さま方から再び信頼を賜うことができますよう、全力を尽くしてまいりますので、引き続きご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成18年2月15日

関西電力株式会社
取締役社長 森 詳介

目 次

1.	本報告書の位置付け	1
2.	再発防止対策の取組みに対する評価方針	2
3.	再発防止対策の実施体制に対する評価	3
4.	再発防止対策の実施状況に対する評価	5
4. 1	「行動計画」に基づく再発防止対策の実施状況と評価	
4. 2	「配管刻印問題」を踏まえた取組みと評価	
4. 3	トラブル分析を踏まえた取組みと評価	
4. 4	再発防止対策の実施状況に対する総合評価	
5.	信頼回復に向けたトップマネジメントの決意	20

添付資料－1 再発防止対策に係る行動計画の推進体制

添付資料－2 再発防止対策に係る平成17年度実績

添付資料－3 再発防止対策に係る平成18年度実施計画（案）

1. 本報告書の位置付け

当社は、平成17年3月25日に「美浜発電所3号機事故再発防止に係る行動計画」（以下、「行動計画」という）を経済産業大臣に提出し、社長の「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」という宣言のもと、全社を挙げて、事故の再発防止対策を確実に実施することを社会の皆さまにお約束いたしました。

以来、社長のリーダーシップのもと、社長が社会の皆さまにお約束したコミットメントを経営層から一人ひとりの社員まで浸透させ、全ての再発防止対策を着実に実施し、最初の1年で、継続的改善が自律的に進む段階に到達させるべく、原子力保全改革委員会を中心に全社一丸となって取組みを進めてまいりました。一方、実施状況については、社外委員を主体とした原子力保全改革検証委員会等により、確認を受けてまいりました。

平成16年9月27日に技術基準適合命令を受けていた主復水配管については、平成17年12月5日に取替え結果について、原子力安全・保安院に技術基準適合とのご確認をいただきました。また、平成18年1月24日の第3回原子力保全改革検証委員会においては「再発防止対策は着実に実施されている」との評価をいただきました。

美浜発電所3号機事故の再発防止対策の着実な実施は、当社にとって最重要の経営課題であり、現状の取組みを一旦評価し、良かった点、悪かった点、不十分だった点を洗い出し、反省点について現場第一線とも議論を行った上で、平成18年度の経営計画に反映する必要があることから、本年2月6日に再発防止対策の実施状況について、社長によるレビューを実施いたしました。

その結果、当社としては、実施体制、実施状況について確認し、今後の課題も明らかになったことから、再発防止対策は、PDCAを回しながら継続的改善が自律的に進む程度の段階に至ったと評価いたしました。

そこで、このたび当社が平成17年3月に社会の皆さまに対してお約束したことがどのような状況になっているのかを社会の皆さまにわかりやすくご説明するため、本報告書を取りまとめました。

なお、2月以降の再発防止対策の実施状況等を含めた原子力全体の社長のレビューについては3月に実施の予定です。

2. 再発防止対策の取組みに対する評価方針

再発防止対策は、「安全を何よりも優先します」をはじめとする5つの基本行動方針に基づき、当社がなすべきことを抽出したのですが、現場第一線が安全最優先で業務を行うためには、社長の明確なリーダーシップの下、経営層全体が安全を最重要の経営課題と認識し、原子力が置かれている状況を共有しつつ、一丸となって取り組むことが不可欠です。

また、初心に帰って安全文化を再構築するためには、社内の声はもとより、社外のご意見、ご批判を謙虚に受け止め、改善に努めることが重要であり、原子力安全を確実にするためには、再発防止対策を適切に見直すなど、継続的改善を図ることも重要であると考えています。

以上のようなことから、「経営が明確にコミットすること」、「社内外のコミュニケーションを十分とること」、「再発防止対策が継続的に改善されること」の3点を実施にあたっての重要な視点として、常に念頭において取り組んでまいりました。

なお、安全最優先の考え方については日々の業務に浸透させる必要があり、個々の業務遂行に当たって、常に安全最優先の考え方に基づいて行動するよう徹底し、指導しております。また、再発防止対策は状況の変化に応じて、適切に見直す必要があり、必要が生じた都度、強化、充実を図ることとしています。

以上のような取組みを評価するにあたって、品質保証の観点からは、監査の結果、外部の受け止め方、品質目標の達成状況の確認等をもとに社長のレビューを行いました。

つぎに、再発防止対策が実効的に実施されているかという観点からは、上で述べた3つの視点が浸透しているかどうかで評価することといたしました。

すなわち、経営のコミットについては、経営トップが自ら深く関与して、方針を徹底しているかどうか、経営資源配分を十分行っているかどうか、また、社内外とのコミュニケーションについては、まず、業務の計画や実施にあたり、現場第一線や協力会社の皆さまと十分協議し、その結果を反映し、また、その評価をフィードバックしているかの確認を行いました。地元の皆さまに対しては実施状況について、適宜ご説明し、いただいた意見が事業運営に活かされているかどうかの確認を行いました。

継続的改善については、再発防止対策全体が適切かどうかという観点で適宜改善を行っているか等の確認をいたしました。

このような考え方にもとづき、再発防止対策が現時点でどのような段階にあるのか、また、今後取り組むべき重要な課題が抽出されているのか評価いたしました。

3. 再発防止対策の実施体制に対する評価

再発防止対策を明確な責任体制のもと、着実に推進していく体制として、当社は平成17年4月、原子力事業本部以外の委員を主体とする原子力保全改革委員会ならびに、その事務局として原子力保全改革推進室を設置いたしました。

原子力保全改革委員会については、原則として、週一回開催し、再発防止対策の実施計画を策定するとともに、実施状況を逐一フォローし、実施に伴う現場第一線の実態把握や協力会社や地元の皆さまをはじめとする社外のご意見の確認等についても行っており、原子力事業本部をはじめとする再発防止対策の実施部門に対して、適宜改善指示を行っております。また、その審議結果は、都度、社長に報告され、社長は必要に応じて、委員会に対して指示を行っております。

また、原子力保全改革委員会は、原子力部門以外の役員が中心になっており、原子力部門の現場実態を含めた再発防止対策の実施状況が、原子力部門以外の役員にも共有され、人事、予算、購買、総務等の面からも安全最優先の実現に向けて推進しております。

さらに、美浜発電所3号機主復水配管修繕工事における配管刻印に係る不適切な取り扱い（以下、「配管刻印問題」という）や、平成17年度上期における原子力発電所のトラブル多発等も受けて、再発防止対策を強化、充実させる必要がないかという観点で検討を行っております。

こうしたことから、原子力保全改革委員会は明確な責任体制のもと、再発防止対策を着実に推進する体制として有効に機能していると評価しております。

一方、再発防止対策の実施について、社内だけでなく社外の独立の立場から、客観的かつ総合的に評価いただき、継続的な改善を行うことにより安全の確保をより確実なものとするため、昨年4月、原子力保全改革検証委員会を、また、その事務局として、品質・安全監査室内に原子力保全改革検証グループを設置いたしました。委員については、当初、社外から原子力、品質保証などの分野をはじめとする有識者、専門家5名、社内3名の計8名体制で発足しましたが、第1回委員会において安全に関する専門家の参加を得て委員会を充実させたいとの意見が出されたため、安全に関する専門家を2名増員し、現在、10名の体制としております。

原子力保全改革検証委員会はこれまでに計3回開催されてはいますが、当社は再発防止対策の実施状況および「配管刻印問題」やトラブル分析を踏まえた対策についても同委員会に報告し、独立した専門的観点から多くのご意見をいただいております。また、各委員に対しては、委員会における審議に加え、再発防止対策の実施状況を適宜報告し、ご指導、ご助言を受けております。当社はこれらのご意見を踏まえて、再発防止対策の充実を図っております。

このように、原子力保全改革検証委員会からは、社外の見識を含めた独立の立場から、再発防止対策について客観的かつ総合的に評価をいただくとともに、再発防止対策の充実につながる多くのご指導、ご助言を得ていることから、その役割が有効に機能していると評価しております。

さらに、現場第一線支援のための各種対策が効果を上げているかどうか等の観点から、その実施状況を機動的かつ正確に把握するため、品質・安全監査室に発電所担当を設置し、昨年7月から若狭地域に駐在させました。

若狭地域に駐在した発電所担当は、個別業務の要求事項や、さらには実施手順のプロセスにまで踏み込んで、業務が効果的に実施されているかどうかの視点から監査を実施しています。

こういったことから、品質・安全監査室の監査体制については、有効に機能していると評価しております。

以上のことから、実施体制は、再発防止対策についてPDCAを回しながら継続的改善を自律的に進めるために有効に機能していると評価しております。

今後とも、こうした体制を維持した上で、再発防止対策のさらなる推進に取り組んでまいります。

4. 再発防止対策の実施状況に対する評価

社長の「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」という宣言と、5つの基本行動方針からなる「行動計画」に基づき、平成17年6月1日に「再発防止対策の実施計画」（以下、「実施計画」という）を策定・公表し、全社を挙げて美浜発電所3号機事故の再発防止対策に取り組んできました。

この「実施計画」の実施状況と評価については、4. 1項にまとめています。また、「実施計画」については、その後の状況変化に応じて適切に見直すこととしており、今年の「配管刻印問題」を踏まえて強化、充実した対策の実施状況と評価については4. 2項に、トラブル分析を踏まえた取組みについての実施状況と評価については4. 3項に記載し、以上の総合的な評価を4. 4項にまとめています。

「行動計画」に基づく再発防止対策の実施状況、「配管刻印問題」やトラブル分析を踏まえた取組みの状況は以下のとおりです。

4. 1 「行動計画」に基づく再発防止対策の実施状況と評価

① 安全を何よりも優先します

「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」という社長宣言のもと、安全が最優先であることについて、経営層が先頭に立って、現場第一線に浸透させています。また、経営層と現場第一線の対話の中で、現場が安全最優先に仕事をするための障害になっている問題点を把握し、解決を図っています。従来、取組みが不十分であった労働安全対策についても充実を図っています。

(1) 経営計画における安全最優先の明確化と浸透

- 平成17年度の経営計画において「安全の確保を最優先とした、透明性の高い強靱な事業運営基盤の確立」を最重要課題として位置づけ、明確化しました。また、経営層が安全最優先の意識を維持するため、安全文化に係る「経営者勉強会」を継続的に実施しています。今後とも、勉強会後に実施するアンケート等により必要に応じて勉強会の内容等について改善を図っていきます。

- 安全最優先を現場第一線まで浸透させるため、経営層および原子力事業本部幹部が自らの言葉で直接現場第一線の社員と議論する膝詰め対話を、原子力発電所については計47回実施しています。膝詰め対話により現場第一線の実態を自ら把握し、対話で出された533件の意見については、社内諸制度ワーキンググループ等を通じて問題解決に努めるとともに、平成18年度経営計画および原子力事業本部運営計画について現場第一線と議論し、重要な課題についてはそれぞれの計画へ反映することとしています。
- 将来に亘って、全社員がこの事故の反省と教訓を心にとどめ、「二度と同様な事故を起こしてはならない」という決意を風化させないため、安全を永遠に誓う象徴として「安全の誓い」の石碑を美浜発電所構内に建立しました。また、8月9日を「安全の誓い」の日として設定し、石碑前での安全の誓い、所員への訓示、黙祷などの取組みを実施しました。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、経営層が安全最優先について自らの言葉で現場第一線に伝達しており、社員の膝詰め対話とそのフォローに対する評価も高まっていることから、経営層および原子力事業本部幹部と現場第一線の十分なコミュニケーションが図られている。また、膝詰め対話で出た意見については、社内諸制度ワーキンググループ等を通じて、経営層が問題点を把握し、順次、解決を図っており、従来以上に経営層が関わって、業務が行われていると考えています。

今後の課題としては、対話活動面では、今後ともこうした対話活動を継続するとなると、マンネリ化、形骸化を危惧する声があり、対話活動が有意義だと参加者が感じ続けていけるような工夫に努める必要があると考えています。

(2) 労働安全活動の充実

- 事故後、直ちに運転中プラントへの立入り制限を行なうとともに、定期検査前の準備作業を実施しないことを決定し、現在も継続中です。また、耐熱服の設置場所、安全通路、配管点検結果を掲示し、作業員への周知を図りました。さらに、運転中プラントにおける作業員の安全・安心を確保するため、定期検査前の準備作業の実態調査、労働安全上考慮すべき設備の配置について現場調査を行い、協力会社の方々とともに、安全確保を前提とした定期検査前準備作業のあり方について検討を進めており、平成18年度中には検討を完了する予定です。
- 労働災害の潜在的危険性を低減し、作業員の安全確保に資するため、労働安全衛生マネジメントシステムを各発電所に導入し、試運用を開始しました。現在、発電所所員および協力会社の方々の意見を踏まえて、試運用の結果を評価しており、社内標準など必要なシステムの改善を行い、各発電所に労働安全衛生マネジメントシステムを本格導入する予定です。

- 負傷者発生時の円滑な救急医療活動のため、発電所の各職場で原則2名の救急員が配置できるよう、救急法救急員を養成しています。また、応急処置に関する知識、技能を高めるために、負傷者発生時の対応の基本原則、役割分担、通報連絡、救出、休日・夜間時の対応要領などについて発電所所員全員に教育を行い、非常災害訓練等において救急対応の能力向上について効果を確認する予定です。さらに、休日・夜間等の連絡体制を整備し対応体制を強化しました。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、労働安全衛生マネジメントシステムの導入等により、設備や作業上のリスクを排除・低減する取組みが継続的に進んでいると考えています。

今後の課題としては、事故以前は、原子力安全への取組みに比べて、労働安全への取組みが弱かったとの反省のもと、労働安全衛生マネジメントシステムの本格実施に当たって、過去の労働災害事例の分析、反映を行うことや協力会社と当社の双方向のコミュニケーションを推進し、ハットヒヤリ体験（作業中等に事故が起きそうな状況に出会い、ハットしたりヒヤリとした体験のこと）・気がかりの収集を行うなど、労働安全活動のさらなる充実を図っていく必要があると考えています。

② 安全のために積極的に資源を投入します

安全最優先に業務が遂行できるゆとりある原子力発電職場を作るために、発電所要員、資金、定期検査工程、教育といった経営資源を積極的に投入しています。資金については、原子力安全のみならず、労働安全、技術伝承等の観点からも投資の充実を図っています。

(1) 発電所保守管理体制の増強等

- 安全で確実な発電所運営が可能となる体制を整備するため、平成17年7月25日に原子力事業本部を若狭支社と一体化して福井県美浜町へ移転し、発電所への支援を強化するとともに、発電所の要員を事故前より約100名増強するなどの強化を行いました。また、原子力部門への新規配属者数も平成16年度の18名に対し、平成17年度は29名、平成18年度は37名（予定）へと増強を図っています。なお、平成19年度の全社新規採用数も平成18年度の260名から110名増の370名とし、原子力部門への配属者数もさらに増加させることとしています。現在これらの要員増強等の効果をフォローしており、今後、これらの要員増強後の評価や、原子力事業本部の発電所支援について留意した評価により、改善を図っていきます。

- 技術基準等に関する不適切な運用を防止するため、法令や技術基準等に関する専門知識を有する人材を「技術アドバイザー」として各発電所に配置し、現場第一線での確かな技術判断ができる体制としました。さらに、重要な工事については、「技術アドバイザー」が工事実施方針等の事前審査を行っています。
- トラブル情報の分析・評価を的確に実施し、必要な情報が確実に関係者へ提供されるよう、各発電所に「情報管理専任者」を配置しました。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、発電所要員を增強し、発電所保守管理を確実に遂行できるような保守管理体制になってきていると考えています。

しかしながら、原子力事業本部は旧若狭支社に比べて多忙のため、発電所への支援が十分でないとの意見もあることから、原子力事業本部の発電所支援の強化が図れたかどうかについて、組織改正の評価を行い、継続的に改善していくことが必要であると考えています。

(2) 積極的な資金の投入

- 「労働安全対策キャンペーン」により、協力会社や社員から労働安全対策の提案を募集し、積極的に採用しました（提案件数662件に対し、うち460件を採用）。また、平成17年度からの3年間を「特別投資期間」として設定し、労働安全対策、作業環境対策工事を重点的に実施することとしました。この結果、平成15年度に比べ6～10倍の労働安全対策工事費を投資しています。
- 今後、高経年化プラントが増加していくことから、最新の研究成果や海外事例等を踏まえて、適正な時期に信頼性の高い補修・取替や点検の計画を策定できるよう、原子力事業本部、発電所の保守部門要員にメーカー技術者を加えた検討組織を設置し、長期工事計画の充実を図っています。今後とも、メーカー、協力会社と協同して継続的に計画の更新を行ないフォローしていきます。
- 予算制度についても、期中に発生した計画外のトラブル等に対応するための予備的な予算枠を設定しておくことにより、当初の計画工事を中止することなく確実に実施できるように改善しました。また、労働安全対策、作業環境対策工事に係る評価を高く位置づけ、予算編成において労働安全面で必要な工事が確実に織り込まれる仕組みに改善しました。
- 協力会社の技術伝承等に対する取り組みに対し積極的に支援できるよう、協力会社の技術伝承等に要する費用を定期検査工事費に織り込みました。

上記の取り組みを踏まえて現状を評価すると、工事予算制度を改善し、労働安全、環境改善等に必要な工事が確実に実施される仕組みや長期工事計画を充実する仕組みが整備できたと考えています。また、協力会社の

ニーズを反映し、技術伝承に対しても積極的に支援していくようになってきたと考えています。

今後とも、現在の取り組みを継続し、労働安全対策への投資の継続や最新知見に基づく長期工事計画の継続的な改善が必要であると考えています。

(3) 安全の確保を基本とした工程の策定

- 工程ありきで作業を進めることがないよう、必要に応じて工程を見直すなど、安全最優先の考え方により、当初の定期検査工程を延長するなど柔軟に対応しています。これらの活動を通じ、当社社員や協力会社の皆さまから現場の意見を出しやすくなってきています。
- また、中長期運転計画においては、年間を通じ3発電所の定期検査作業量の平準化を図ることとし、また、個別の定期検査工程では、社内標準を改訂し、作業品質や労働安全の観点から適切な工程となるよう、定期検査開始6ヶ月前を目途に協力会社とコミュニケーションを図ることなどを盛り込んだ定期検査工程の策定・変更のプロセスを明確化しました。
- 今後とも、協力会社の皆さまとの各定期検査工程策定時のコミュニケーションや各定期検査後の反省会等を通じてご意見を伺い、定期検査工程策定・変更プロセスの継続的改善を行ってまいります。

上記の取り組みを踏まえて現状を評価すると、設備安全や労働安全の観点から協力会社とコミュニケーションを図りながら、中長期運転計画や個別の定期検査工程を策定し、運用するようになったと考えています。

しかしながら、昨年10月の協力会社へのアンケート結果では、これらの改善の途上にあったことから、改善効果が十分でないとの意見が多くありましたが、今後とも、定期検査工程策定・変更に係る当社の取り組みについて理解を得るよう説明を行なうなど、コミュニケーションをさらに強化するとともに、伺ったご意見を踏まえ改善に努める必要があると考えています。

(4) 教育の充実

- 2次系配管肉厚管理の重要性に関する教育を事故後直ちに実施し、現在、教育体系の中に取り込み継続的に実施しています。また、危機意識を醸成するため、発電所技術系社員全員に対し、教訓となるトラブル事例等に基づき教育を実施しています。
- 安全確保の徹底、CSRの確実な推進、品質管理能力の強化等マネジメント能力の一層の伸長のため、原子力部門の役員をはじめとする管理者層に対する研修、ならびに現場第一線のキーパーソンである発電所課長に対する研修を実施しています。
- 必修課員が業務遂行にあたって技術基準を適用する場合、その内容をより

理解した上で適切に扱うことができるよう、技術基準の内容、解釈、適用方法等について教育を実施しています。

上記の取り組みを踏まえて現状を評価すると、これまでの設備に関する知識付与を中心とした教育に加えて、危機意識、マネジメント、法令、技術基準等の教育体系の充実が図られつつあると考えています。

しかしながら、安全最優先の価値観を浸透させ、常に安全最優先の考え方にもとづき業務を遂行していくためには、一人ひとりの社員の成長を促すことが極めて重要であることから、教育受講者のアンケート等の結果を基に教育内容について、継続的に改善を図っていく必要があると考えています。

③ 安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します

当社は発電所の設置、運営者として、保守管理に関する一義的な責任を有することを自覚し、その認識を現場第一線に徹底しています。事故の直接的原因となった2次系配管肉厚管理システムについては、抜本的な改善を図りました。また、保守管理を実施していく上で必要となるメーカ、協力会社との関係については、設備の故障・不具合情報、改善情報、製造中止情報等に係る定期的な情報交換を通じて、協力関係を強化しました。一方で、必要な場合は相手先への立ち入り監査を行うなど、より実質的な外注管理に取り組んでいます。

(1) 2次系配管肉厚管理システムの充実

- 2次系配管肉厚管理の点検リストを整備するとともに、定期的にレビューすることを社内標準に明記しました。さらに、設備改造に伴う配管の変更が確実に2次系配管肉厚管理に反映される仕組みを構築し、点検対象箇所を適切に管理しています。
- 配管の点検時期については、従来の余寿命が2年前となる時期から、余寿命が5年未満となる時期に前倒ししました（運転期間30年超のプラントは余寿命が10年未満）。また、配管取替を実施する場合は、耐食性に優れた材料に取替えることを基本としています。なお、現在の知見においては減肉傾向の確認されていない「その他部位」の未点検部位についても、至近の2～3回の定期検査で点検することとしています。美浜発電所3号機の2次系配管については、第21回定期検査において肉厚管理の必要な点検対象箇所（6, 268箇所）を全数点検しました。
- 2次系配管肉厚管理において、現場での測定作業を除く計画から評価まで、

当社が直接的に管理を実施することとし、必要な要員を配置しました（事故前：当社4名（非専任）、協力会社3名の計7名 ⇒ 当社が直接管理を開始後：当社31名（専任））。また、2次系配管肉厚データ管理システム（NIP S）を日本アーム（事故当時の外注先）から当社に移管するとともに、人的ミス防止の観点等からプログラムを改善し、運用しています。さらに、当社の主体的な2次系配管肉厚管理の適切性を内部監査により確認し、必要な見直しを実施していきます。

- 日本機械学会で実施されている2次系配管肉厚管理の機能性規格および技術規格の策定作業に当社が積極的に参画するとともに、肉厚管理データを供出しています。今後、日本機械学会で策定される規格を踏まえ、社内標準の適切性を確認し、さらなる管理の適正化を図っていきます。

上記の取り組みを踏まえて現状を評価すると、点検リストの整備が完了し、定期的に見直す仕組みが構築され、点検すべき箇所が点検リストからもれない仕組みとなっております。また、余寿命に対して余裕をもって点検するようになったこと、当社が直接管理するようになったこと、そのために必要な要員が確保されたことから事故の直接的原因に対する対策は、全て実施に移されたと考えております。今後とも、2次系配管肉厚管理を確実に実施してまいります。

(2) 計画、実施、評価等の保守管理を継続的に改善

- 安全を最優先として保守管理の継続的改善に取り組むこと、また、保守管理の一義的な責任は当社にあることを社内標準に明記し、発電所所員および協力会社に周知徹底しました。今後アンケート等を通じて、浸透度合いを確認し、改善措置を講じていきます。
- 当社、メーカー、協力会社の役割分担を明確にし、調達管理を確実にこなうため、品質保証規程の要求事項および代表工事の業務内容に基づき、「役割分担、調達管理の基本計画（「原則」）」（以下、「調達管理等の基本計画」という）を作成し、社内標準に定めました。現在、「調達管理等の基本計画」が全工事に対して基本的に適用できるかの検証を進めているところであり、今後、必要に応じて「調達管理等の基本計画」を改善し、調達管理を実施していきます。

上記の取り組みを踏まえて現状を評価すると、発電所の保守管理の一義的な責任が当社にあるということを明確にするとともに、当社、メーカー、協力会社の役割分担や調達管理に関する基本計画も明確にしていると考えています。

今後の課題としては、「調達管理等の基本計画」に基づく要求仕様を全ての個別工事の調達仕様書に展開していく必要があると考えています。

(3) 監査の充実

- 個別業務の要求事項やさらには実施手順のプロセスにまで踏み込んで、業務が効果的に実施されているかどうかの視点から監査を実施しています。
- 品質・安全監査室に発電所担当を設置し、若狭地域に13名を駐在させ、現場第一線支援のための各種対策が有効に機能しているかどうかなどの観点から、その実施状況を現場に密着して監査しています。
- 再発防止対策を受けた新しい業務のルールとその実施状況等について、第三者審査機関による外部監査を実施しているところであり、監査結果を今後、再発防止対策の充実に等反映していきます。
- 美浜発電所3号機事故の再発防止対策に取り組んでいる最中に「配管刻印問題」が発生したこともあり、三菱重工業の品質保証システムが本社の関与も含めて改善されている状況について、発注者として、現在行っている特に厳格な監査等にあわせて適切に確認していきます。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、業務のプロセス監査等を適切に実施していると考えています。

今後の課題としては、外部監査の結果を再発防止対策の充実等に確実に反映していくとともに、三菱重工業に対し実施している特に厳格な監査を継続的に実施していく必要があると考えています。

(4) メーカー、協力会社との協業

- メーカー、協力会社との良好な協業関係を構築するため、発電所幹部と元請会社との定期的な懇談を実施するとともに、安全衛生協議会の活動や協力会社の朝礼、作業前打合せへの参加等の日常業務を通じて双方向のコミュニケーションを図っています。そこで得られた提案や要望に対しては、確実にフォローする仕組みを整備し、適切に対応しています。これらの活動を通じ、社員からは今まで見えなかった現場の状況も見えるようになってきたという意見が出ています。また、メーカー、協力会社とは設備の故障・不具合情報や製造中止情報等について定期的に情報交換を行い、水平展開等の検討について連携を強化しています。さらに、PWR電力5社とメーカーでPWR事業者連絡会を結成し、情報共有を強化しています。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、メーカー、協力会社の提案・要望に適切に対応し、パートナーシップが構築されつつあるとともに、設備不具合情報等を共有し、水平展開を検討する仕組みの強化が図られたと考えています。

しかしながら、対話活動やアンケート等による評価では、改善活動への取組姿勢、取組効果、協力会社の皆さまに対する当社社員の接し方等について、まだまだ改善すべき点が多いことから、頂いたご意見について、誠実に対応するとともに、さらに当社の取組活動についてご理解を得る

よう説明を行なう等、引き続きメーカ、協力会社との対話活動および情報共有活動を継続的に実施していく必要があると考えています。

④ 地元の皆さまからの信頼の回復に努めます

原子力事業本部を福井県美浜町に移転し、これまで以上に立地地域に軸足を置いた事業運営を進める環境を整備することで、福井県および立地町とのさらなる共存共栄を図るべく事業運営をしています。当社の経営層および社員がそれぞれの立場で、直接、地域の方の声を伺うよう努めています。

(1) 原子力事業本部の福井移転

- 立地地域に軸足を置いた原子力事業運営を行うとともに、発電所の支援を強化するために、平成17年7月25日に原子力事業本部を旧若狭支社と一体化し福井県美浜町に移転しました。また、地元の皆さまの思いを共有した業務運営を志向するため、福井市に地域共生本部を設置しました。これらにより、大阪から約180名の要員が福井県に異動しました。
- 現場第一線が安全最優先に業務を展開できるようにするため、膝詰め対話等から抽出された課題を検討する社内諸制度ワーキンググループを設置しました。社内諸制度ワーキンググループでは、各課題に対して責任者を明確にした上で検討を行っており、検討結果や検討状況については、社内の膝詰めポータルサイトに掲載し、現場第一線に対して広く周知しています。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、原子力事業本部を移転し、立地地域により軸足を移した事業運営が行える組織になったと考えています。また、膝詰め対話で出された意見については、社内諸制度ワーキンググループを通じて、経営層が問題点を把握し、順次解決を図っており、従来以上に経営がコミットして業務が行われていると考えています。

しかしながら、原子力事業本部は旧若狭支社に比べて多忙のため発電所への支援が十分でないとの意見もあることから、今後の課題として原子力事業本部の発電所支援の強化が図られたかどうかについて評価を行い、継続的に改善していくことが必要であると考えています。

(2) コミュニケーションの充実

- 原子力事業本部の若狭移転に伴い、原子力事業本部幹部が地元の皆さまと積極的に触れ合い、また、原子力事業本部社員も地元イベントへの参加や、地元との交流を従来以上に活発化させることができるようになりました。
- 福井市に設置した地域共生本部では、地域共生業務の強化ならびに一元的な

業務執行を行うために、旧若狭支社コミュニケーショングループと旧福井事務所を一体化したことで、報道対応体制、各種団体やキーパーソンからご意見を伺う体制の充実を図りました。

- また、地元の皆さまの発電所見学会の実施などの従前から行っている活動に加え、社長が地元の皆さまの声を伺う懇談会の実施や、各種団体や地元区への再発防止対策実施状況の説明会の開催、立地町での技術系社員を交えた各戸訪問活動の実施などフェイス・トゥ・フェイスの対話活動を実施してきました。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、各戸訪問や説明会など地元の皆さまとの対話活動に参加した社員に意識の変化が見られるとともに、地元の皆さまのお声を社長や役員が直接お聞かせいただき、それらを発電所運営および経営に活かす基盤ができたと考えています。

今後の課題として、地元の皆さまとのコミュニケーション活動を通じてお聞きした地元の皆さまのお声、思いを今まで以上に発電所運営および経営に反映していくとともに、今後、福井県全域への広報活動展開や地域に根ざした事業活動をさらに強化、充実していく必要があると考えています

(3) 地域との共生

- 昨年3月に策定された福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」の理念に賛同し、我々事業者として積極的な企画、推進に全面的に協力したいと考えています。
- 昨年11月に設置された「エネルギー研究開発拠点化推進会議」には社長が委員として参画するとともに、計画を推進する原動力として若狭湾エネルギー研究センターに設置された「拠点化推進組織」へ4名の要員を派遣し、計画が着実かつ円滑に推進できるよう積極的に協力してきました。現在、「エネルギー研究開発拠点化推進会議」において確認された今後の推進方針を具体化するため、鋭意検討を進めております。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、エネルギー研究開発拠点化計画が着実かつ円滑に推進できるよう積極的な取組みが開始できたと考えています。

今後とも、福井県等と十分連携を図りながら、事業者の立場で、主体的に、拠点化計画の具体化に向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

⑤ 安全への取組みを客観的に評価し、広くお知らせします

再発防止対策は原子力保全改革委員会など明確な責任体制の下、全社を挙げて

取り組んでいます。トップマネジメントは、再発防止対策の推進の状況を確実に把握し、必要な改善事項を指示しています。また、実施状況については、原子力保全改革検証委員会等を通じて、評価、確認いただいております。そうした場を通じていただいた指摘や意見については、適切に改善に反映しています。また、こうした実施状況については、わかりやすい形で速やかに公表しています。

(1) 再発防止対策を確認し、評価する仕組みの構築

- 再発防止対策を着実に推進するため、原子力事業本部以外の委員を主体とする原子力保全改革委員会を設置し、再発防止対策に係る実施計画の審議、調整、進捗状況の分析、フォローを行なっています。原子力保全改革委員会は原則週1回の頻度で開催し、社長はその結果の報告を受け、各対策の実施責任者に対し必要な指示を行っています。再発防止対策の実施計画については、原子力保全改革委員会の審議を経て、平成17年6月1日に公表しました。また、「配管刻印問題」を踏まえ、再発防止対策を強化、充実させる必要がないかとの観点で検討し、その結果を公表しました。
- 再発防止対策の実施について、社外の見識を含めた独立した立場から、その有効性を検証し、継続的な改善をより確実に行的っていくため、社外の有識者、専門家の委員を中心とした原子力保全改革検証委員会を設置し、四半期毎に対策の実施状況を検証しています。各委員には再発防止対策の実施状況について適宜報告を行っています。原子力保全改革検証委員会は現在までに3回開催されていますが、その審議結果や各委員の意見に対し、当社は適切に対応し、再発防止対策の改善につなげています。
- 本年1月24日の第3回原子力保全改革検証委員会は委員の事故現場の視察、美浜町長のご意見なども交え、美浜発電所で開催されました。
- 平成18年度の経営計画を策定するにあたり、再発防止対策についてのこれまでの取組みを評価し、改善事項を抽出するため、平成18年2月6日に再発防止対策の実施状況全般について社長によるレビューを行ないました。改善事項については、平成18年度の取組みに反映し実施していきます。
- 再発防止対策の実施計画およびその実施状況、ならびに原子力保全改革検証委員会の審議結果については、記者発表やホームページによる公表に加え、各戸訪問・説明会等の対話活動や、福井県下の新聞広告・テレビCM・ケーブルテレビ・定期刊行物等を通じて、地元の皆さまに継続してお知らせしています。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、再発防止対策を推進し、客観的に評価、改善する仕組みのもとに、再発防止対策の実施状況について地元の皆さまにお知らせする取組みは実施できていると考えています。

今後とも、引き続き、現在の取組みを継続していく必要があると考えています。

4. 2 「配管刻印問題」を踏まえた取組みと評価

全社を挙げて美浜発電所3号機の再発防止対策に取り組んでいる最中、美浜発電所3号機主復水配管修繕工事における三菱重工業の配管製造過程において、配管部品の刻印の打ち替えという、品質保証上あってはならない行為がなされていました。このことは当社の溶接検査員が検査において発見して是正を指示したことによって、正規の状態に修正されましたが、当社においても、この不適合処理において、「品質記録の厳格な管理に対する認識が薄い」、および「重大な問題に対し会社組織として対応ができていない」という2つの本質的な問題が明らかになりました。

この本質的な問題点を踏まえ、美浜発電所3号機事故の再発防止対策の浸透が不十分であったことを反省し、強化、充実すべきものがないかの検証を実施し、再発防止対策の充実等を図りました。具体的には、2つの本質的な問題のうち、「品質記録の重要性」については、4. 1項①の「(1)経営計画における安全最優先の明確化と浸透」のうち、「経営計画における安全最優先の明確化」、「経営層による現場第一線への浸透」および「原子力事業本部経営計画策定についての対話」を強化し、浸透を図るとともに、②の「(4)教育の充実」に関して「品質保証などの教育の充実」について強化を図りました。また、「重要な問題に対し会社組織としての対応ができていない」ことについては、調達管理面として③の「(3)監査の充実」の行動計画のうち、「プロセス監査の実施と改善」ならびに「品質・安全監査室の駐在」について、発電所支援強化面として②の「(1)発電所保守管理体制の増強等」に関して「発電所支援強化」について強化を図りました。

これらについての取組み状況は、以下のとおりです。

- 品質記録の重要性については、トップマネジメントがあらゆる機会にその重要性に関するメッセージを発信することとしております。具体的には、平成17年12月8日付けで社長が全社員に向けてメッセージを発信しました。今後も、膝詰め対話において品質記録の重要性もテーマに加えて対話する、また、支店支社長懇談会で周知するなど、あらゆる機会に再徹底のメッセージを出し現場への浸透を図っていきます。
- 技術的な教育に加えて、品質保証の本質である原理、原則が理解しやすい教材を提供して組織全体に浸透させる教育を実施しています。
- 三菱重工業に対してはすでに嚴重注意文書を発信するとともに、問題を高砂製作所の工場内にとどめず、経営の問題としてとらえ、根本の原因に遡って対策を立案

するよう、強く要請しました。その要請にもとづき、三菱重工業が取り組む再発防止対策について、特に厳格な監査を実施し、その取り組み状況を確認することとしており、これまでに第1回として本社（平成17年12月）、第2回として高砂製作所（平成18年1月）に対する監査を実施しています。第1回監査結果としては、本社の関与を対策の中で明確化することやアクションプランの具体化を求めており、第2回監査では、その要求も含めた、三菱重工業での対応状況を確認し、業務プロセスの不適合についても管理対象とすることの明確化等を求めています。当面、このような特に厳格な監査を継続することで、三菱重工業の改善活動を指導していく計画です。

- 平成18年1月から是正処置プログラムを組織的に展開してその情報を原子力事業本部が発電所と共有し、原子力事業本部としても必要に応じ対応策を検討することにしており、2月には、実績に基づき、原子力事業本部としての対応方法の見直しを行い、発電所支援の強化に継続して取り組んでいきます。
- 品質マネジメントシステムの文書体系の再構築により、目的指向の業務ルールとすべく、簡素化することを含め、原子力事業本部、発電所で検討作業を開始しており、日常の業務を通じた現場第一線への支援強化を図ってまいります。
- 品質・安全監査室が原子力事業本部の不適合管理や是正処置の状況を平成18年1月からモニタリングしており、必要があれば、原子力事業本部に対して改善の提言を行います。

上記の取り組みを踏まえて現状を評価すると、「実施計画」に強化、充実すべき対策が明確化され、これらの再発防止対策計画が策定されていること、これら対策のうち、品質記録の重要性に関する周知徹底やこれに関する教育が実施されていること、また、三菱重工業への特に厳格な監査、発電所支援のための是正処置プログラムや日常業務を通じた支援やコミュニケーションの充実等の項目についても実施され、一部についてはすでに評価を行い改善に繋げている等、着実に成果を挙げつつあり、再発防止の取り組みが達成されるものと考えています。

今後は、これらの対策を確実に実施していくなかで、継続的な改善により更なる実効性の向上を図っていくことが特に重要であると考えています。

4. 3 トラブル分析を踏まえた取組みと評価

平成17年度上期に国に報告する必要のない軽微な事象（「保全品質情報」）に分類されるものも含めて原子力発電所のトラブルが多発し、平成17年度上期の発生件数は例年同時期に比べて目立って多いものとなりました。

このことは、美浜発電所3号機事故の再発防止対策の浸透が不十分である、あるいは対策項目自体が不足しているなどの可能性があったため、これらの

トラブルに共通する要因について分析し、それらの対策と美浜発電所3号機事故再発防止対策の充実の必要性について検討を行いました。

- 要因分析の結果、リスクを洗い出すしくみや、また多面的にそれを検討する取組みが弱い等の「事前検討不足」、「作業管理不足」が共通要因として明確になり、作業・操作の潜在的なリスクを関係各課（室）が集まって多面的に検討すること、現場作業・操作に出向く担当者に声をかけて注意を促すことなどの共通対策を策定し直ちに実行しました。これらの対策については日常業務として確実に実施すること、並びに4. 1項①の「(2) 労働安全活動の充実」および②の「(1) 発電所保守管理体制の増強等」で達成されることを確認しました。また、労働安全性の向上を図るための設備改造等への積極的な資金投入、技術伝承のための協力会社支援を行うこととしています。これらの対策については、②の「(2) 積極的な資金の投入」を確実に実施することで達成されることを確認しました。

上記の取組みを踏まえて現状を評価すると、トラブルの件数は、平成17年度下期においては上期に比べ少ない水準で推移していますが、実施中の対策を継続的かつ確実に実施していくことが特に重要であると考えています。

4. 4 再発防止対策の実施状況に対する総合評価

再発防止対策の実施状況に対する現時点の評価といたしましては、直接原因への対策である2次系配管肉厚管理システムについては、抜本的に強化されております。再発防止対策については、方針が現場に展開され役割を明確にした上で、昨年10月にすべて実施段階に入り、評価、改善活動が行われております。なお、対策実施中に発生した「配管刻印問題」については、再発防止対策を強化、充実し、その計画に従い、実施段階に入っており、成果を上げつつあります。

また、品質保証の観点からは、監査の結果、外部の受け止め方、品質目標の達成状況について社長のレビューで評価し、適切に実施されていることを確認しました。さらに、再発防止対策は実施に当たって留意した3つの視点を踏まえて、実効的に実施されていることを確認いたしました。

一方、

- ・膝詰め対話を形骸化させないこと
- ・事故以前は、原子力安全への取組みに比べて、労働安全への取組みが弱かったとの反省のもと、労働安全衛生マネジメントシステムの本格実施を契機に、労働安全活動のさらなる充実を図っていくこと
- ・「調達管理等の基本計画」に基づく要求仕様を全ての個別工事の調達仕様書に展開

していくこと

- ・三菱重工業に対し実施している特に厳格な監査を継続的に実施していくこと
 - ・原子力事業本部の発電所支援機能を評価、継続的に改善していくこと
 - ・地元の皆さまとのコミュニケーション活動を通じてお聞きした地元の皆さまの声、思いを今まで以上に発電所運営および経営に反映していくとともに、福井県全域への広報活動展開や地域に根ざした事業活動をさらに強化、充実していくこと
- など、今後の課題も明確になりました。

こうしたことから、再発防止対策はP D C Aを回しながら継続的改善が自律的に進む程度の段階に至ったと判断しております。なお、2月以降の再発防止対策の実施状況等を含めた原子力全体の社長のレビューについては3月に実施の予定です。

引き続き、こうした課題を確実に実施するとともに、原子力保全改革検証委員会や協力会社、地元の皆さまからの様々な評価を踏まえて、継続的に改善してまいります。

5. 信頼回復に向けたトップマネジメントの決意

これまで述べた再発防止対策の実施体制、実施状況に対する評価、および、原子力保全改革検証委員会のご助言、協力会社や地元の皆さまからのご意見を含めた社外のご意見等を踏まえつつ、当社のトップマネジメントの現状認識と今後の信頼回復に向けた決意を社長自らの言葉で以下に記載します。

(安全最優先の浸透に向けた取組み)

当社は昨年3月25日に前社長が「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」と宣言し、再発防止対策の確実な実施を社会の皆さまにお約束いたしました。昨年6月に社長に就任した私は、「二度とこのような事故を起こしてはならない」と改めて誓い、この宣言をしっかりと受け継ぎました。そして、このお約束の実行を私の最大の経営課題として、全社の先頭に立って取り組んでまいりました。事故の発生した8月9日を「安全の誓い」の日と定め、昨年同日には、私は美浜発電所に建立した「安全の誓い」の石碑の前で、また、各事業所においても全員が、亡くなられた5名の方のご冥福を祈って黙祷を捧げ、このような事故を二度と起こさないことを改めて全社で誓いました。

私は美浜発電所3号機事故を通じて、安全はトップマネジメントから社員一人ひとりに至るまでが、安全最優先に対する強い思いを持ち続けなければ、すぐに損なわれる脆いものであることを痛感いたしました。

こうした思いから、安全最優先の価値観を経営層から社員一人ひとり、そして協力会社の皆さまに至るまでが共有できるよう、全力を尽くしてまいりました。

トップマネジメントが常に安全最優先の価値観を日々の意思決定や言動に反映し、メッセージとして発信していくことが大変重要であるという考えのもと、まず、就任直後の幹部会議で、「当社は創業以来の危機にあり、安全の確保なくして当社の将来はなく、経営陣が率先して安全文化を再構築する必要がある」ことを経営層全員で再確認いたしました。

私自身、すべての原子力発電所において社員と膝詰めで対話を行いました。例えば、現場では、日常業務の中で、安全最優先かどうかについて、日々具体的に判断を迫られます。こうした状況を踏まえて、安全かどうかの判断をする際、設備利用率、コスト、工程など安全以外の価値観を交えて判断しないこと、また、悩んだ時は安全サイドで判断するようにと伝えました。このような議論を積み重ねていく中で、社員の真剣さ、率直さ、出された意見、そして実際の現場視察などから、安全最優先の価値観が着実に浸透し、それが実践されつつあるとの手ごたえを感じることができました。

一方、協力会社の皆さまとも、この安全最優先の価値観を共有するために、現場事務所

等にお伺いし、安全最優先について当社の考え方をお話しいたしました。

また、協力会社の皆さまのご意見を踏まえて、従来は定期検査の1ヶ月前に協力会社の皆さまにお示ししていた定期検査工程について、6ヶ月前を目途に事前協議することといたしました。

次に、私は、安全最優先を実現していくためには、社員のやる気を引き出すことが重要であり、そのために、働きやすく、能力が発揮しやすく、やりがいを実感できる職場づくりが大事だと考え、社長就任時に「人を大切に作る経営」ということを経営に当たっての方針として掲げました。

こうした観点から、現場第一線の繁忙感を軽減するため、すでに発電所の人員を100名程度増員するとともに、新規配属人数についても大幅に増加させることとしております。また、地道に仕事をしている人がきちんと報われるよう、評価システムの改善を指示し、来年度から実施する方向で検討を進めております。

今後とも、安全のための経営資源が適切に確保されているかどうか継続的にフォローしてまいります。特に人的資源については、数だけでなく一人ひとりの社員の成長を促すことが極めて重要であり、人材育成方策を一層充実してまいります。

また、対話活動やアンケート等を通じて、協力会社の皆さまのご意見をお伺いしておりますが、当社社員が協力会社の皆さまのお話をお伺いする姿勢一つを取り上げても、まだまだ改善すべき点も多いように思います。協力会社の皆さまと当社が真のイコールパートナーとなるよう、こうしたご意見に謙虚に耳を傾けつつ、改善の検討状況や検討結果をタイムリーに伝えるなど、対話のキャッチボールを行い、継続的改善につなげてまいります。

（保守管理、品質保証の改善に向けた取組み）

保守管理の一義的な責任が当社にあるということは、保守管理の基本的な考え方で明確にしていますが、まず、私自身がそのことを肝に銘じ、原子力発電所のトラブルについては、小さなものであっても、すぐに私に報告させることとし、こうした意識で日々の意思決定を行っております。資金の投入についても、設備安全、労働安全、技術伝承等の観点から積極的に行っております。

今後の課題といたしましては、まず、「配管刻印問題」やトラブルの多発を踏まえて強化充実した対策については、引き続き確実に実施するとともに、今後とも状況変化があった場合には、現在の再発防止対策で十分かどうかという観点を常に意識して、対策を考えてまいります。

また、共通する問題として、再発防止対策の実施に力を入れるあまり、ルール過多となり現場第一線の業務が過負荷にならないか、対策の実施ばかりに目が行って本質的な問題を見落としてしまわないかについて十分留意する必要があると考えております。現場第一線とも対話の上、短期的課題と中長期的課題の仕分けを行うなど、業務が過負荷に

ならないよう十分な注意を払うとともに、再発防止対策の実施のみが自己目的化しないよう、個々の対策を基本行動方針に照らした実効性という観点からレビューしつつ取り組んでまいります。

(地元の皆さまとの共生に向けた取組み)

原子力事業の運営は地元の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまのご理解、ご支援を賜ってはじめて成り立つものであり、とりわけ、地元の皆さまとの良好な信頼関係が大切だと考えております。

私は昨年8月9日に美浜町の皆さまとの懇談会に出席し、また、本年1月5日に高浜町、大飯町の皆さまと懇談いたしました。こうした機会に地元の皆さまの生の声に触れることができ、地元の皆さまの声を直接お聞きすることの重要性を再認識いたしました。こうした懇談の場には、今後も私自身が出席したいと考えております。

しかしながら、地元の皆さまから原子力事業本部が若狭に移転し、何が変わったのかよく見えないというご意見もいただいておりますので、福井県全域にシフトした広報活動や地域に根ざした事業活動を地元の目線にたって、今後強化、充実してまいりたいと考えております。

(より確固たる安全に向けた取組み)

信頼回復に懸命に努力する中で、業務情報の社外流出などの問題も発生しており、誠に申し訳なく思っております。今後さらに原子力の安全を確かなものにし、再び社会の皆さまからご信頼いただける会社になるためには、原子力部門のみならず、全社にわたり、守るべきことは守り、果たすべき責任は果たすという組織風土、企業文化を構築することが大切であり、そうした土壌の上に立ってこそ、確固とした原子力の安全を築いていくことができると考えております。

そのような観点から、CSRを軸とした組織風土の改革の推進を経営方針の最重要事項として掲げて、平成18年度から全社で社員の意識改革にまで踏み込んだ活動を展開してまいります。こうした活動を通じて、裏表のない、真に安全が優先される組織風土、企業文化を構築してまいりたいと考えております。

(おわりに)

当社は、今後とも、皆さまのご意見を謙虚に受け止めながら、私の強いリーダーシップのもと、PDCAをきっちりと回して改善を重ねながら、美浜発電所3号機事故再発防止対策の取組みを地道に、かつ確実に進めてまいります。

皆さま方には、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以 上

再発防止に係る行動計画の推進体制

社長宣言「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」
に基づく基本行動方針の展開

社長（常務会）マネジメントレビュー含む

審議、調整
結果等報告

審議、調整
等の指示

原子力保全改革委員会

事務局：原子力保全改革推進室

- ・社長の指示に基づき、実施計画の審議、調整、進捗状況の分析・フォロー
- ・計画の公表

個別実施計画の策定、
実施状況の報告

内部監査の指示・報告

実施・改善等の指示

品質・安全監査室

内部監査

原子力
事業本部

発電所

その他関連
各部門

（企画室
総務室 等）

評価・勧告

原子力保全改革検証委員会

事務局：品質・安全監査室
原子力保全改革検証グループ

客観的な視点で、
対策実施状況の
監視・評価を行い、
必要に応じて勧告を行う。

- ・委員長を含め、社外委員を主体とした構成
- ・対策実施状況の評価結果等を公表

* 監査結果の報告

再発防止対策に係る平成17年度実績 (2/9)

実施項目	現 状	実施 状況	平成17年度											
			平成16年度 ~平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
(2) 労働安全活動の充実														
5 運転中プラント立入制限と定検前準備作業のあり方の検討	<p>① 運転中プラントへの立ち入り制限</p> <p>② 定期検査前準備作業の取り止め</p> <p>事故後直ちに運転中プラントの立入り制限および定検前準備作業の取り止めを実施し、継続中。</p> <p>(※③、④が評価・改善)</p> <p>③ 定期検査前準備作業の実態調査</p> <p>平成16年度に実施した大飯4号機、高浜2号機の定期検査で準備作業について調査済み。引き続き、定期検査を開始したプラントでの現地調査(労働安全設備の配置等)を実施中。</p> <p>④ 定期検査前準備作業のあり方検討</p> <p>定検前準備作業のあり方については、各定検での実態調査を踏まえ問題点を把握し、協力会社の方々とともに、ハード面(恒設作業足場の設置等)、ソフト面(労働安全衛生マネジメントシステムによる評価等)からの具体的な対策の検討を進めている。</p>	S+	立入制限の実施											
			労働安全設備配置現地調査 調査計画策定											
			労働安全設備配置現地調査											
			ソフト面からの検討(労働安全衛生マネジメントシステムの活用等)											
6 労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所への導入、水平展開	<p>① 労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所導入</p> <p>② 美浜発電所における試運用</p> <p>③ 美浜発電所における本格導入</p> <p>・発電所長が自ら率先し安全管理活動を推進すべく、労働安全衛生マネジメントシステム導入を決定した。</p> <p>・美浜2号機定期検査(H17.1~2)の2次系作業に対して試運用した。</p> <p>・また、美浜1号機定期検査(H17.4~8)の1、2次系作業に対して試運用した。</p> <p>・美浜1号機試運用評価結果を踏まえ、本格導入のための社内標準など必要なツール改善を実施中。今年度中に美浜発電所に本格導入する予定。</p> <p>④ 高浜、大飯発電所への展開</p> <p>・高浜1号機第23回定検(8/14~)の2次系作業に対して試運用済。高浜4号機第16回定検(11/16~)において試運用中。</p> <p>・大飯1号機第20回定検(9/20~)の2次系作業に対して試運用済。大飯4号機第10回定検(12/27~)において試運用中。</p>	S	▼導入決定 H16/11/30											
			美浜2号機2次系で試運用											
			美浜1号機1次系・2次系・起動時試運用											
			美浜2号機試運用結果の評価											
7 救急法救急員等の養成	<p>① 救急法救急員等の養成</p> <p>・各職場(課・室(当直))毎に救急法救急員または普通救命講習受講者を原則2名養成することとし、9月28日より計画的な養成を開始した。</p> <p>・今年度中に各職場2名の養成を完了する予定。</p> <p>② 休日・夜間の連絡体制の整備</p> <p>関係者にて連絡の役割分担等を調整し、社内標準を改訂した。(美浜 7/21、大飯 7/29、高浜 8/25)</p> <p>③ 発電所員を対象とした救急対応の教育</p> <p>社内標準に基づく職場毎の救急対応教育の計画策定</p> <p>・美浜 7月27日より教育開始。</p> <p>・大飯 7月29日より教育開始。</p> <p>・高浜 9月9日より教育開始。</p> <p>現在各発電所にて救急対応教育を実施中であり、12月末で教育実施の確認を実施。</p>	A	養成計画策定(具体的な養成日程について講習先と調整)											
			▼救急対応社内標準整備 H16/9/24											
			休日・夜間の連絡体制の整備											
			社内標準改訂 美浜7/21 社内標準改訂 大飯7/29 社内標準改訂 高浜8/25											

再発防止対策に係る平成17年度実績 (3/9)

Table with columns: 実施項目, 現状, 実施状況, 平成16年度, 平成17年度 (4月-3月), and 11 rows of detailed project reports including safety measures, technician deployment, and investment management.

再発防止対策に係る平成17年度実績 (5/9)

平成18年2月15日現在

実施項目	現 状	実施状況	平成17年度														
			平成16年度 ～平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します。 (1) 2次系配管内厚管理システムの充実																	
点検リストの整備等の実施	① 点検リストの整備 a. 主要点検部位の点検リスト 事故後直ちに肉厚管理未実施部位について調査し、主要点検部位の点検リストを整備した。調査結果については、原子力安全・保安院に報告済。(H16.8.18) b. NISA文書に基づく主要点検部位リストの追加整備 原子力安全・保安院(NISA)発出の文書(H17.2.18)に基づき主要点検部位に追加した箇所について、「中期的な検査計画」に基づき各発電所において策定作業を完了(8/17)し、原子力事業本部においても内容確認実施済み(11/28)。 c. その他部位の点検リスト ・PWR管理指針のその他部位については、NISA文書の要求事項である「中期的な検査計画」に基づき点検リストを各発電所において策定作業を完了済み。(H17.8.17) 原子力事業本部においても確認実施済み(11/28)。なお、その他部位で未点検箇所は至近の2～3回の定検で現場とスケルトン図の照合を行い、必要に応じた点検リストを整備予定。 ・美浜3号機についてはその他部位を含めて点検リストを整備済み。(H17.5) ② 定期的レビューのルール化 点検リストを3年毎に定期的レビューすることを、社内標準でルール化した。現在、具体的なレビュー方法について検討中。 ③ 設備変更に伴う管理票等への反映の仕組み構築 設備変更を確実に管理票等に反映する仕組みを構築し、具体的な変更管理方法を社内標準に定めた。	S	▼主要点検部位の点検リスト整備			原子力安全・保安院の指示文書を読ませた 主要点検部位の点検リストの追加整備を実施(平成17年8月まで)			8/17 ▼策定完了報告			原子力事業本部による点検リストの確認					
			原子力安全・保安院の指示文書を読ませた その他部位の点検リストの追加整備を実施(平成17年8月まで)			8/17 ▼策定完了報告			現場とスケルトン図との照合								
			▼定期的レビューのルール化 H16/9/17			定期的レビューの実施計画検討～策定											
当社による主体的管理の実施	① 肉厚管理体制の強化 事故後直ちに、当社が現場での測定作業を除く計画から評価まで主体的に実施することとし、2次系配管管理の専任要員を強化した。 3発電所 4⇒17名(主体的管理)⇒31名(直営化) (平成17年10月まで順次増強を行った。) ② 点検漏れ等の不具合情報の共有化 点検漏れの水平展開の仕組みなどを社内標準に明記した。 ③ 当社が測定作業を除き計画～評価まで主体的に実施 <主体的管理の内容> ・当社が中期的点検計画票に基づき作成した定検の点検計画により、協力会社に点検依頼。 ・点検結果の評価は、当社で評価・確認を行う。 ・なお、大飯1号機第20回定検より順次、肉厚管理業務の直営化を開始している。 ・NIPSの当社への移管については、9月16日に実施済みであり、移管後の業務分担、運用ルール等についても社内標準に反映済み。 ④ コンピュータシステムの改良 ・スケルトン図と点検管理票とのリンク、スケルトン図・点検管理票の変更経緯の記録(トレーサビリティ向上)などコンピュータシステム(NIPS)の改善は実施済み。	S	▼専任要員の配置 (H16.9～H17.4に順次増強)			▼増員+3 7/25			▼増員+14 10/1								
			▼点検漏れ情報の共有化 H16/9/24			当社の主体的管理および肉厚測定作業等への当社社員の立会い強化			社内標準改正 ▼8/16			美浜2号#23回定検					
			▼改良コンピュータシステムの適用 3/下旬			コンピュータシステムの更なる改良検討(必要の都度)			NIPS買取 ▼9/16			業務直営化 ▼8/20 大飯1号#20回定検					
									大飯4号#10回定検			高浜4号#16回定検					
減肉管理規格策定作業への積極的な参画、当社の管理指針への反映	① 学会での規格策定およびPWR管理指針への反映 a. 機能性規格策定検討への参画および社内標準の適切性確認 日本機械学会において配管減肉対応特別タスクを設置(H16.9)し、配管減肉管理の基本的要求事項を取りまとめた機能性規格を制定した。7月末に発行後、社内標準の適切性の確認を実施。(11/21方針決裁) b. 技術規格策定検討策定およびPWR管理指針への反映 配管肉厚の測定方法、評価方法を規定する技術規格案については策定作業中。 当社はこれらの取り組みに積極的に参画して活動中。	A	機械学会 機能性規格策定作業に参画			▼機械学会 機能性規格(基本要求事項)制定 3/16			▼機械学会 機能性規格(基本要求事項)発行								
			社内標準の適切性確認			11/21 ▼方針決裁			規格原案作成 ▼			規格案作成 ▼ 書面投票					
			機械学会PWR技術規格(具体的要求事項)策定作業に参画														

スケジュールについては、国や学会の活動状況により変化する。

再発防止対策に係る平成17年度実績 (6/9)

平成18年2月15日現在

実施項目	現 状	実施状況	平成17年度												
			平成16年度 ~平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(2) 計画、実施、評価等の保守管理を継続的に改善															
19 保守管理方針の明確化、基本的な考え方の徹底	<p>① 保守管理方針を安全最優先の観点から明確化</p> <p>② 基本的な考え方を社内標準に明記し徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守管理を継続的に改善すること、設備を所有する当社が一義的に責任を有することなどとする保守管理方針および基本的な考え方について社内標準に定めた。 社内伝達教育、安全衛生協議会、文書等による浸透活動を9月までに実施済。 今後、浸透状況についてフォロー予定。 	A													浸透状況確認の準備・実施
20 役割分担、調達管理の基本計画を策定、実施、社内標準へ反映	<p>① 代表工事の基本計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全業務について、当社・メーカー・協力会社の役割分担と責任および調達管理の方法について、工事のプランと安全上の重要度、必要とされる技術力や法的な位置付けなどに応じて定めた基本計画を策定するためWG（現場第一線も含む）を設置した。 代表工事（9件）について、業務フロー、役割分担・調達管理の基本計画を検討し、その結果を社内標準に反映した。 <p>② 基本計画の展開と分析評価</p> <p>全工事を類型化した基本計画の策定に向け、代表工事を基にした役割分担・調達管理の基本計画に従い、工事内容の分析評価を実施中。</p> <p>③ 具体的な展開実施およびフォロー</p>	A A -	役割分担、調達管理の基本計画策定を行う検討WG設置に向けた検討	▼WG設置 5/10	WGでの検討（代表工事の基本計画検討）	▼5/10	▼7/4	▼8/12	▼9/7	代表工事の基本計画・社内標準改訂 ▼9/27	役割分担・調達管理の基本計画に従い工事内容分析評価	▼11/4		4月以降 役割分担・調達管理 の基本計画の全工事 への展開、フォロー	
(3) 監査の充実															
21 業務のプロセス監査の継続実施および改善	<p>① 業務のプロセス監査の継続実施および改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別業務についての実施手順の要求事項や実施手順の有効性・効率性など、業務のプロセスに着目した監査を、定期検査工事を対象に5月から開始。本年度は計16件の定期検査工事が対象。 第1～3四半期対象分は監査実施済（13件）。 <p>（現地調査実績：発電所・期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜 5/9～5/13、8/1～8/5、11/7～11、 美浜 5/16～5/20、7/27～7/29、8/29～9/1、11/21～25、11/28～12/26 大飯 5/23～5/27、8/29～9/2、11/28～12/16、12/12～16 <ul style="list-style-type: none"> 三菱重工に対して、特別な監査を開始（12/27）。 三菱重工高砂製作所の監査（1/19、1/20）。 	A	プロセス監査実施内容検討		第1四半期プロセス監査		第2四半期プロセス監査		第3四半期プロセス監査		第4四半期プロセス監査	▼12/27 三菱重工に対 する特別な監査	▼1/19,20 高製	マネジメントレビュー ▼	
22 品質・安全監査室の若狭地域への駐在	<p>① 品質・安全監査室の若狭地域への駐在</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業本部の組織改正に合わせて品質安全監査室（原子力監査グループ）の若狭地域への駐在体制を整備した。 （事業本部:4名、各発電所3名×3発電所=9名） 業務のプロセス監査、モニタリング活動を、より現場に密着した活動として実施中。 是正処置プログラムに対するモニタリングを開始。 	A	体制等検討				▼若狭地域に常駐 7/24			より現場に密着した活動として実施				マネジメントレビュー ▼	是正処置プログラムに対するモニタリング
23 外部監査の充実	<p>① 外部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書審査を、1/17～19で実施済。 実地審査を、2/7～2/17で実施中。 	A	外部監査実施に向けた細目の検討					社内方針決定 ▼8/12			具体的な監査実施方法を調整	契約締結 ▼11/28		マネジメントレビュー ▼	外部監査の実施（文書審査、実地審査） 文書審査 ▼1/17～19 実地審査 ▼2/7～17

再発防止対策に係る平成17年度実績 (7/9)

平成18年2月15日現在

実施項目	現 状	実施 状況	平成17年度															
			平成16年度 ～平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
(4) メーカー、協力会社との協業																		
24	① メーカーおよび協力会社の各社ごとの対話活動の強化 基本方針 (H16.9.24決裁) に基づき、H16年10月から各発電所において協力会社の方々と対話活動を継続・実施中。 対話活動で出てきた意見要望の内、原子力事業本部で検討すべき事項の対応方法を決定し、意見・要望の処理を継続実施中。	S	報告 (発電所から事業本部への報告) メーカーおよび協力会社ごとの対話活動の強化	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	
	② 当社とメーカーの協業体制の構築 PWRプラントの故障・不具合情報を定期的にメーカーと共有する具体的な仕組みを検討し、メーカー2社との第1回技術情報連絡会を10月3日、11日に実施し、各種技術情報について協業して検討を行った。各種情報の取りまとめを行い、各発電所・協力会社と情報の共有を図った。 以降、半年毎に継続して実施する。	A	メーカーとの協業の検討	協業実施に向けたメーカーとの調整	実施手続	第1回技術情報連絡会 (三菱重工業、三菱電機) 10/3 10/11	第2回技術情報連絡会 (三菱重工業、三菱電機) 2/17	WGによる検討	▼三菱重工との合意書締結 4/22	▼三菱重工とのWG設置 6/3	▼7/12(第1回) 7/29(第2回) 8/26(合同サブWG) 9/9(第3回)	技術連携に係る基本方針明確化	具体的対象機器の選定検討 具体的な工事の中で発生形態の見直し検討	▼1/23(第4回) 2/13(サブWG(長期的役割分担))	▼2/13(サブWG(長期的役割分担))	▼	▼	▼
	③ 当社と協力会社の協業体制の構築 保守点検の改善情報等を定期的に協力会社と共有する具体的な仕組みを検討し、各協力会社31社との第1回技術情報連絡会を9月27日から10月26日にかけて実施し、各種技術情報について協業して検討した。各種情報の取りまとめを行い、各発電所・協力会社と情報の共有を図った。	A	協力会社との協業の検討	協業実施に向けた協力会社との調整	実施手続	第1回技術情報連絡会 (31社各社別) 9/27 10/26	第2回技術情報連絡会 (31社各社別) 2/3											
	④ メーカー、協力会社との人材交流(あり方検討) メーカー・協力会社との人材交流の具体化を検討中。	A	人材交流のあるべき姿の設定	メーカー及び協力会社の意見聴取	レビュー会議 8/23	基本方針策定 8/26	人材派遣の詳細プログラム策定 (研修枠、メニュー等) [適宜、レビュー会議等で審議]											実施方針策定
	⑤ PWR電力間などの協業体制の検討 PWR電力間の協業体制確立のための、国内PWR事業者連絡会の結成についてPWR電力会社及びメーカーと合意し、覚書を締結した。PWR事業者連絡会を10月20日、11月18日、1月23日に開催し、各種情報等について対応策を検討し、情報を共有した。 以降、継続して実施する。	A	PWR電力間などの協業体制検討	PWR各電力間等との調整	覚書等事務手続	覚書締結	第1回JPOG連絡会 第2回JPOG連絡会 10/5 10/20 11/18	第3回JPOG連絡会 1/23										JPOG連絡会(定例) ▼
	⑥ 着実な活動の実施とフォロー	-																
④地元の皆さまからの信頼の回復に努めます。 (1) 原子力事業本部の福井移転																		
25	原子力事業本部の福井移転	S	移転準備					▼事業本部の移転・組織改正 7/25					▼11/24 フォロー					評価・改善
26	原子力事業本部運営に係る社内諸制度の見直し	S	(No. 25のとおり)	WG設置に向けた検討	WG設置 5/30	WGでの検討 (懇話会対話の意見集約・対応)	▼第2回 8/29	▼社内ポータルサイト掲載 8/22	▼第2回 8/29	▼第3回 11/16	▼第4回 1/19	▼第4回 1/19	社内ポータルサイト更新 12/27	▼第4回 1/23	▼第5回			

再発防止対策に係る平成17年度実績 (9/9)

平成18年2月15日現在

実施項目	現 状	実施状況	平成17年度											
			平成16年度 ~平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
29 再発防止対策の実施状況の周知・広報	<p>① 地元の皆さま等へのお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月25日 行動計画を公表。 4月11日 「原子力保全改革委員会」設置を公表。 4月26日 「原子力保全改革検証委員会」設置を公表。 5月11日 再発防止対策の実施状況を公表。 6月1日 再発防止対策の実施計画・実施状況を公表。 6月17日 「第1回原子力保全改革検証委員会」審議結果と再発防止対策の実施状況を公表。 6月29日 「原子力事業本部の組織改正」「原子力保全改革委員会および原子力保全改革検証委員会の委員変更」について公表。 7月20日 原子力事業本部組織改正の実施日の決定について公表。 7月25日 原子力事業本部の福井移転について報道各社に取材案内。 8月4日 美浜原子力PRセンターの常設展示主要部完成。 8月5日 「安全の誓い」の石碑建立について公表、および報道各社に取材案内。 8月9日 「安全の誓い」の日の取り組み（美浜P/S）について報道各社に取材案内。 8月24日 「安全の誓い」の日にあたり、福井県内で新聞広告を出稿。 10月1日 ~再発防止対策実施状況のTVCM放映開始 10月2日 再発防止対策実施状況の新聞広告掲載 10月7日 「第2回原子力保全改革検証委員会」審議結果と再発防止対策の実施状況を公表。 10月24日 「第3回原子力保全改革検証委員会」審議結果と再発防止対策の実施状況を公表。 <p>・美浜町各地区および県内各種団体等への説明会、福井県下のCATV・新聞折込・当社定期刊物、ホームページ等で、適宜情報提供。 ・今後とも適宜、情報提供していく。</p>	S	<p>▼行動計画公表 3/25</p> <p>▼原子力保全改革委員会設置を公表 4/11</p> <p>▼原子力保全改革検証委員会設置を公表 4/26</p> <p>▼5/11 再発防止対策の実施状況公表</p> <p>▼6/1 再発防止対策の実施計画公表</p> <p>▼6/17 第1回検証委員会の審議結果公表 ・再発防止対策の実施状況公表</p> <p>▼7/20 原子力事業本部組織改正の実施日の決定を公表</p> <p>▼8/5 「安全の誓い」の石碑建立を公表</p> <p>▼10/7 第2回検証委員会の審議結果公表 ・再発防止対策の実施状況公表</p> <p>▼1/24 第3回検証委員会の審議結果公表 ・再発防止対策の実施状況公表</p>	<p>▼6/29 原子力事業本部の組織改正決定を公表</p>	<p>▼7/20 原子力事業本部組織改正の実施日の決定を公表</p>	<p>▼8/5 「安全の誓い」の石碑建立を公表</p>	<p>▼10/7 第2回検証委員会の審議結果公表 ・再発防止対策の実施状況公表</p>	<p>▼10/24 美浜町区長会での説明</p>	<p>▼11/26 新聞広告 (5段/福井県)</p>	<p>▼1/29 新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/14、15新聞広告 (7段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p>	<p>▼1/14、15新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p>	<p>▼1/14、15新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p>	<p>▼1/14、15新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p>	<p>▼1/14、15新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p>
			<p>県内各種団体等への説明会 (3/25~)</p> <p>美浜町各地区への説明会 (4/16~5/2)</p> <p>▼定期刊物 (4/30福南)</p> <p>▼5/24 新聞折込 (福井県)</p> <p>美浜原子力PRセンター常設展示内容検討中 (仮設展示実施中)</p> <p>CATV放映 (福井県) (4/16~5/29)</p>	<p>▼定期刊物 (6/26福南)</p> <p>▼7/26 新聞折込 (福井県)</p> <p>美浜原子力PRセンター常設展示 (主要部) 完成</p> <p>CATV放映 (福井県) (7/1~7/24)</p>	<p>▼8/9新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼9/25 新聞折込 (福井県)</p> <p>▼9/16 展示完成</p>	<p>▼10/30新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼11/26新聞広告 (5段/福井県)</p> <p>▼12/29新聞広告 (12/29福南)</p> <p>CATV放映 (福井県) (10/29~11/27)</p> <p>TVCM放映 (福井県) (10/1~)</p>	<p>▼11/26新聞広告 (5段/福井県)</p> <p>▼12/29新聞広告 (12/29福南)</p> <p>CATV放映 (福井県) (12/1~12/25)</p>	<p>▼1/14、15新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p> <p>CATV放映 (福井県)</p>	<p>▼1/14、15新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p> <p>CATV放映 (福井県)</p>	<p>▼1/14、15新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p> <p>CATV放映 (福井県)</p>	<p>▼1/14、15新聞広告 (15段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 対ド付版</p> <p>▼1/24 新聞折込 (福井県)</p> <p>CATV放映 (福井県)</p>			

再発防止対策に係る平成18年度実施計画(案) (1/7)

実施項目	平成18年度の計画概要	H17年度		H18年度の取組予定											
		~平成18年3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①安全を何よりも優先します。 (1) 経営計画における安全最優先の明確化と浸透															
1	経営計画における「安全最優先」の明確化	① 経営計画において「安全最優先」を最重要課題として明確化 ・平成18年度の経営計画において「安全最優先の組織風土の醸成」を最重要課題として明確に位置づける。安全文化に係る「経営者勉強会」を1回/2ヶ月程度の頻度で実施する。	▽ 経営計画策定												▽ 第6回勉強会
2	経営層による現場第一線への経営計画の浸透	① 双方向コミュニケーションによる経営および原子力事業本部と第一線職場との価値観の共有化 ・経営層および原子力事業本部の幹部が直接第一線職場を訪問し(それぞれ半期に1回ずつ)、双方向のコミュニケーション(以下、膝詰め対話という)を通じて、経営および原子力事業本部と第一線職場が安全最優先、品質記録の重要性等、価値観の共有を図る。また、膝詰め対話の実施により、現場第一線の実態を確実に把握し、現場実態に即した経営計画および原子力事業本部運営計画を策定するとともに、これらの浸透・展開も図っていく。 ・膝詰め対話で出た第一線職場の意見については、責任箇所を分担の上検討し、ポータルサイトを通じて回答を行う。なお、全社的な課題については、社内諸制度WG(No.26参照)をはじめとした関係WGにインプットする。	対話の実施(経営計画の浸透) 経営計画策定 運営計画策定												対話の実施(経営計画の浸透) 経営計画策定 運営計画策定
3	原子力事業本部運営計画策定についての対話														
4	「安全の誓い」の石碑建立	① 「安全の誓い」の石碑の建立 17年度にて完了													
	8月9日「安全の誓い」の日設定	① 8月9日を「安全の誓い」の日と設定 平成17年度の実施結果を踏まえ、平成18年以降における「安全の誓い」の日の取組み内容を検討し、従業員への安全意識を浸透させる効果的な取り組みを定着させる。	アンケート結果の分析・評価												
(2) 労働安全活動の充実															
5	運転中プラント立入制限と定検前準備作業のあり方の検討	① 運転中プラントへの立ち入り制限 ② 定期検査前準備作業の取り止め 当面は、立ち入り制限および定検前準備作業取り止めを継続し、労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所への本格導入から1年経過するH19年3月頃を目途に立入制限・定検前準備作業取り止めの今後の方針を策定する ③ 定期検査前準備作業の実態調査 H17年度から引き続き、定検に合わせて労働安全上考慮すべき設備機器の配置調査を行い、労働安全設備マップを作成する ④ 定期検査前準備作業のあり方検討 恒設作業足場の設置等のハード面の定検前準備作業効率化対策を定検に合わせて実施するとともに、ソフト面の対策として労働安全衛生マネジメントシステムへの反映等を行う	ソフト面の検討 ハード面の検討 対策の検討												

凡例

- :実績
- :予定
- ▽:キーデート(実績)
- ▽:キーデート(予定)

再発防止対策に係る平成18年度実施計画（案）（4/7）

平成18年 2月15日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H17年度	H18年度の取組予定												
		～平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
16 管理層へのマネジメント等の教育	① マネジメント研修 原子力及び関連部門の役員～発電所運営統括長クラス以上を対象として、マネジメント能力向上のための研修を実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(上期1回)						教育実施(下期1回)						教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
	② 第一線職場課長研修 第一線職場のキーマンである発電所課長の新任者等を対象として、品質管理に関する知識向上、コンプライアンス意識の再徹底、マネジメント能力の一層の伸長等を内容とする研修を実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(人選異動結果も踏まえ、実施回数、実施時期を決定する。)												
17 法令、品質保証、保全指針などの教育の充実	① 保修業務研修(技術基準コース) 作業員以下の保修課員を対象として、定期事業者検査、安全管理審査に係る技術基準の内容、解釈、適用方法についての教育を実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(年5回)												教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
	② 法令に関する研修 発電所課長クラスを対象として、品質保証規程、保守管理規程等の基本要事項、および原子炉等規正法、電気事業法などの関係法令の解釈、などの法令に関する教育を実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(上期1回)						教育実施(下期1回)						教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
	③ 法令・保全指針類の改正時の伝達教育 保修課員全員を対象として、保修関連の法令・保全指針類の改正内容・主旨についての教育を実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(伝達教育が必要な回数実施する)												教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
	④ 品質保証の原則の浸透教育 原子力事業本部、発電所員全員を対象として品質保証の原則の浸透教育を職場内教育として実施する。また、この内容は原子力部門の専門研修に盛り込み、継続的に実施する。	教材準備	職場内教育実施						専門研修体系への盛り込み						教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します。 (1) 2次系配管肉厚管理システムの充実															
18 点検リストの整備等の実施	① 点検リストの整備 a. 主要点検部位の点検リスト整備 17年度にて完了 b. NISA文書に基づく主要点検部位リストの追加整備 17年度にて完了 c. その他部位の点検リスト整備 ・ NISA文書(H17.2.18)に基づき「中期的な検査計画」の策定をH17.8.17に完了し、原子力事業本部でも確認を実施した(H17.11.28) ・ 未点検部位で未点検箇所は今後2～3定検で現場とスケルトン図の照合を行い、必要に応じてリストを整備予定 ・ 美浜3号機についてはその他部位を含めて点検リストを整備済み(H17.8)		現場とスケルトン図との照合												→
	② 点検リストの定期的レビュー 定期的レビューの実施計画検討～策定、実施。		定期レビューの実施計画検討～策定～実施												→
	③ 設備変更に伴う管理票等への反映の仕組み構築 17年度にて完了														
当社による主体的管理の実施	① 肉厚管理体制の強化 17年度にて完了														
	② 点検漏れ等の不具合情報の共有化 17年度にて完了														
減肉管理規格策定作業への積極的な参画、当社の管理指針への反映	③ 当社が測定作業を除き計画～評価まで主体的に実施 <主体的管理の内容> 当社の中期的な検査計画に基づき当社が点検計画を作成し、協力会社に測定依頼。 測定結果は、管理指針に照らして評価・確認する。 なお、大飯1号機第20回定検より順次、肉厚管理の直営化を開始。	肉厚管理直営化	美浜2号#23回定検	高浜2号#23回定検	大飯2号#20回定検	美浜1号#22回定検	高浜3号#17回定検	大飯3号#12回定検	高浜1号#24回定検	大飯1号#21回定検					
	④ コンピュータシステムの改良 17年度にて完了														
	① 学会での規格策定およびPWR管理指針への反映 配管減肉規格策定に向けて、機械学会配管減肉規格関係委員会への積極的な参画及び規格策定後の必要に応じて社内標準への反映。	規格案作成 書面投票	技術規格案審議、パブリックコメント、発行手続き、国による技術評価等(スケジュールは学会、国の活動状況により変化する。)												→
			国による技術評価結果に基づき、配管減肉管理に関する社内標準の適切性を確認する。												

再発防止対策に係る平成18年度実施計画（案）（5/7）

平成18年 2月15日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H17年度	H18年度の取組予定												
		～平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(2) 計画、実施、評価等の保守管理を継続的に改善															
19	保守管理方針の明確化、基本的な考え方の徹底	① 保守管理方針を安全最優先の観点から明確化 ② 基本的な考え方を社内標準に明記し徹底 H17年度に保守管理を継続的に改善すること、設備を所有する当社が一義的に責任を有することなどとする保守管理方針及び基本的な考え方を定めた社内標準の改正要否を検討・反映。	浸透状況の確認	社内標準の改正要否を検討・反映											
		① 代表工事の基本計画を策定 17年度にて完了													
20	役割分担、調達管理の基本計画を策定、実施、社内標準へ反映	② 基本計画の展開と分析評価 全工事を類型化した基本計画の策定に向け、代表工事を基にした役割分担・調達管理の基本計画に従い、工事内容の分析評価を実施。(H18.3完了予定) 適宜社内標準への反映を行う。	役割分担・調達管理の基本計画に従い工事内容分析評価	社内標準へ反映											
		③ 具体的な展開実施およびフォロー 役割分担・調達管理の基本計画に基づき各工事の仕様書を作成することにより、要求仕様の全工事への展開を実施。 必要に応じ基本計画を改善し、社内標準へ反映。	社内標準へ反映	役割分担・調達管理の基本計画に基づいた要求仕様を全工事の仕様書に展開、継続的な改善・フォロー(必要に応じ、保守管理改善推進WGメンバーの意見を聴取)											
(3) 監査の充実															
21	業務のプロセス監査の継続実施および改善	① 業務のプロセス監査の継続実施および改善 ・ 個別業務についての実施手順の要求事項や実施手順の有効性・効率性など、業務のプロセスに着目した監査を、定期検査工事を対象に実施。本年度は計16件の定期検査工事が対象。 ・ 三菱重工以外の会社に対する監査もプロセス型監査として実施していることを確認。 ・ 三菱重工への特別な監査	▽マネジメントレビュー プロセス監査実施内容検討	マネジメントレビュー ▽											
				第1四半期プロセス監査	第2四半期プロセス監査	第3四半期プロセス監査	第4四半期プロセス監査	三菱重工への特別な監査の実施(適宜実施)							
22	品質・安全監査室の若狭地域への駐在	① 若狭地域駐在員によるプロセス監査等の実施 ・ 業務のプロセス監査、モニタリング活動を、より現場に密着した活動として実施。 ・ 是正処置プログラムに対するモニタリングの実施。	[No.21参照]	是正処置プログラムに対するモニタリング											
23	外部監査の充実	① 外部監査の実施 H17外部監査実施を踏まえ、再発防止対策の活動状況に対し、さらなる改善に資する第三者審査機関の監査の次年度以降の実施検討。	次年度以降の実施検討												

再発防止対策に係る平成18年度実施計画（案） (6/7)

平成18年 2月15日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H17年度	H18年度の取組予定													
		～平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(4) メーカー、協力会社との協業																
24	メーカー、協力会社との協業体制の構築とPWR電力間の協力体制の構築	① メーカーおよび協力会社の各社ごととの対話活動の継続 発電所におけるメーカー、協力会社の方々との対話活動を通じて、情報の共有を図る。		報告 (発電所から事業本部への報告)				報告 (発電所から事業本部への報告)					報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)		
		② 当社とメーカーの協業体制の構築 技術情報連絡会の継続実施と同会での各種情報の取りまとめを行い、各発電所・協力会社と情報の共有を図る。 また、プラントメーカー（三菱重工）と当社で長期的な技術協力の合意書を締結（H17.4.22）しており、技術連携の具体的対象機器の選定、両社の適切な役割分担およびそれらを受けた最適な発注形態を決め、WGの具体的な連携内容の合意事項とする。以後はこの合意事項を踏まえて業務の中で個別工事などに関するPDCAをまわしていくこととする。将来ビジョンに係る課題についても検討を進める。	第2回技術情報連絡会 (三菱重工、三菱電機)						第3回技術情報連絡会 (三菱重工、三菱電機)					第4回技術情報連絡会 (三菱重工、三菱電機)		
					技術情報連絡会の運営について改善すべき点の有無の検討											
			第5回WG ▽		(必要に応じてWGを適宜開催)											
		③ 当社と協力会社の協業体制の構築 技術情報連絡会の継続実施と同会での各種情報の取りまとめを行い、各発電所・協力会社と情報の共有を図る。	第2回技術情報連絡会 (31社各社別)							第3回技術情報連絡会 (31社各社別)					第4回技術情報連絡会 (31社各社別)	
				技術情報連絡会の運営について改善すべき点の有無の検討												
④ メーカー、協力会社との人材交流(あり方検討) 策定した詳細プログラムの実施方針に基づき、人材交流を実施する。	実施方針策定▽ 人材交流の詳細プログラム策定			人材交流の実施準備												
⑤ PWR事業者連絡会の開催 PWR事業者連絡会を定期的に開催し、各種情報等について対応策を検討し、情報の共有を図る。	JPOG連絡会(定例) ▽			(必要に応じて適宜開催)												
⑥ 着実な活動の実施とフォロー			メーカー、協力会社とのコミュニケーションの中で協業活動についての継続的改善を実施													
④地元の皆さまからの信頼の回復に努めます。 (1) 原子力事業本部の福井移転																
25	原子力事業本部の福井移転	① 地元とのコミュニケーションの継続 ・経営層と地元との対話、各戸訪問などを継続的に行なうことにより、地域に根ざした原子力運営を行なう。 ・組織改正後のフォロー 事業本部および発電所の組織改正後の状況を適宜フォローし、必要に応じ改善する		[No.27参照]										フォロー		
		① 原子力事業本部の福井移転 17年度にて完了														
26	原子力事業本部運営に係る社内諸制度の見直し	② 原子力事業本部運営の社内諸制度の見直し 2、3ヶ月に1度を目途に、必要に応じてWGを開催し、膝詰め対話等への対応を継続実施する。	▽第5回			▽第6回				▽第7回			▽第8回	▽第9回		
			WGでの検討(膝詰め対話の意見集約・対応)													
(2) コミュニケーションの充実																
27	地元とのコミュニケーションの充実	① 地元との対話活動の実施 a. 地元のキーパーソンへの説明、各種説明会、各種説明会等による対話【平成16年度より継続】 b. 当社と立地町の皆さまとの対話の場の設定【平成17年度上期より継続】 (内容) ・発電所の運営状況、発電所運営に係る当面の課題、今後の計画等について、立地町の皆さまと対話の場を設定し、情報交換、意見交換を行なう。 ・原則として、社長が出席するものを年1回程度、原子力事業本部および発電所の幹部が出席するものを年3回程度の頻度で実施する。	地元キーパーソンへの説明、各種説明会等													
				美浜町各戸訪問									美浜町各戸訪問			
					美浜町原子力懇談会								高浜・大飯町原子力懇談会			

